

本巢市内に店舗、工場又は事業所を有する
事業者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染防止対策 事業者支援助成金

本巢市内に店舗、工場又は事業所を有する事業者の方向けに
新型コロナ感染防止対策費用の一部を助成する制度です。

備品、衛生用品等を
購入した場合は5万円まで助成

マスク、消毒液、フェイスシールド、ゴーグル、
使い捨て手袋、ペーパータオル、非接触型体
温計、ウイルス除去機能付き空気清浄機 等

施設及び設備の改修を
行った場合は20万円まで助成

換気扇の設置・改修工事、トイレ手洗い自動
水洗化、飛沫防止のビニールカーテン設置等

| 事業所
最大25万円

【対象経費】

○衛生用品購入費及
び備品購入費
助成率：当該経費の
10分の10
助成限度額：
| 事業所5万円

○施設改修費
助成率：当該経費の
2分の1
助成限度額：
| 事業所20万円



岐阜県が発行する
「新型コロナウイルス対策実施
店舗向けステッカー」
の交付を受けて下さい。



本巢市HP
「新型コロナウイルス対策実施店舗向け
ステッカーの申込みについて」

【提出期限】
令和3年1月29日

令和2年4月1日から
令和2年12月31日ま
でに支払いが完了して
いる対策費の領収書や
写真等の証拠書類とそ
の他、申請に必要な書
類（裏面参照）を、本巢
市役所産業経済課へ
ご提出ください。（郵送
可）

※ | 事業所 | 回限り

制度の詳細については、裏面をご覧ください。

裏面へ

新型コロナウイルス感染症対策事業者支援助成金 についての概要は以下の通りです。

【助成対象者】

- ・岐阜県が発行する「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の発行を受け感染防止対策を実施している事業者の方で、市税を滞納していない方

【助成対象事業】

- ・新型コロナウイルスの感染防止対策として購入した衛生用品、備品及び施設改修工事が対象となります。
 - ・詳しくは、本巢市ホームページをご覧ください。
- ※助成対象経費に消費税は含まれません。

【助成対象期間】

- ・令和2年4月1日～令和2年12月31日までが助成対象期間となり、衛生用品、備品及び施設改修の支払いまでが終了している必要があります。

【提出書類】

- ①申請書(様式第1号)
 - ②誓約書兼同意書(様式第2号)
 - ③申請する事業所等の外観及び内観の写真
 - ④衛生用品及び備品を購入する場合は、品名・規格、数量が分かる領収書又は支払証拠書類(領収書、納品書、支払明細書など)及び購入したものの写真
施設改修を実施した場合は、改修した内容が確認できるもの(領収書、見積明細書、契約書など)及び改修実施後の写真
 - ⑤上記のほか、市長が必要と認める書類
- ※様式は、本巢市ホームページからダウンロードできます。

【申請の流れ】

- ①申請書の提出(窓口・郵送)
- ②市にて提出書類の審査(市税滞納の有無確認)
- ③市から申請者へ支給(不支給)決定通知書の送付
- ④申請者の指定口座へ助成金の振り込み

【申請期限】

- ・令和3年1月29日必着

【問合せ先】

本巢市役所系貫分庁舎内 産業建設部産業経済課商工観光係
住所 〒501-0493 本巢市三橋1101番地6
TEL 058-323-7756 fax 058-323-1157